



川越市デザインマンホール蓋  
(時の鐘と蔵造りの町並み)

# 2026年(令和8年)10月1日から 下水道使用料を改定します

川越市では、2009年(平成21年)度に現行の下水道使用料を定め、その維持に努めてまいりました。しかしながら、埼玉県に支払う下水処理に要する負担金の値上がりや施設の老朽化対策の必要性の高まり、資材価格等の高騰の影響により、令和8年10月1日から下水道使用料を改定させていただくこととなりました。使用者の皆さまにはご負担をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

## 下水道使用料の改定内容

下水道使用料は、下水排除量に関わらず金額が一律の「基本料金」と、排除量に応じた金額となる「従量料金」を合計し、2か月分をまとめてお支払いいただいています。各改定内容は以下のとおりです。

### <下水道使用料表>

(1か月あたり・税抜き)

区分	下水排除量(使用水量)	現行(改定前)	改定後	増加額
基本料金	一律	200円	657円	457円
従量料金 (下水排除量 1m <sup>3</sup> 当たり単価)	10m <sup>3</sup> までの分	45円	50円	5円
	10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> までの分	80円	90円	10円
	20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> までの分	105円	119円	14円
	30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> までの分	130円	147円	17円
	50m <sup>3</sup> を超え200m <sup>3</sup> までの分	150円	170円	20円
	200m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> までの分	175円	198円	23円
	500m <sup>3</sup> を超える分	190円	215円	25円

### <改定前後の下水道使用料の比較(モデルケース)>

(2か月あたり・税込み)

世帯人数(目安)	1人	2~3人	4~5人	6人以上
排除量	10m <sup>3</sup>	30m <sup>3</sup>	50m <sup>3</sup>	70m <sup>3</sup>
現行使用料	935円	2,310円	4,345円	6,930円

改定後使用料	1,995円 (+1,060円)	3,535円 (+1,225円)	5,834円 (+1,489円)	8,760円 (+1,830円)
--------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------



次のページから、今回の改定に関する主な疑問にお答えしていきます。

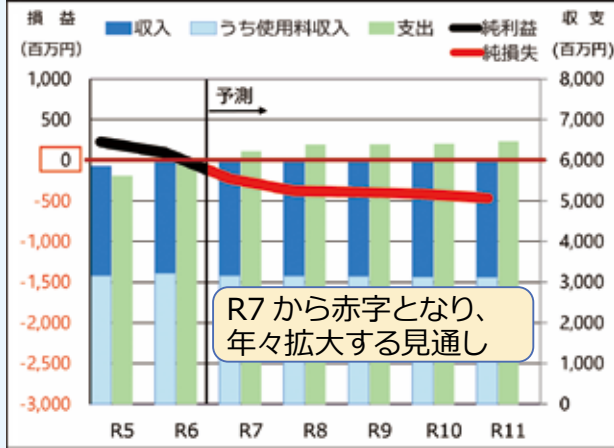


## Q. なぜ改定する必要があるのですか？

A. 改定をしない場合、赤字(純損失)が拡大<sup>※1</sup>し、事業の継続に支障をきたすためです。

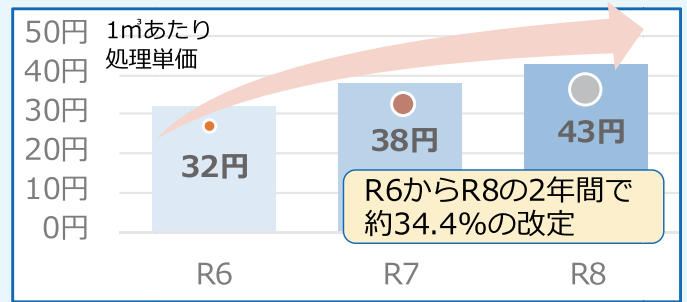
事業の状況	収入面の状況	・人口減少等により下水道使用料収入は減少傾向にあり、今後も更なる減少が見込まれています。
	支出面の状況	・公共下水道施設の老朽化対策や耐震化の必要性が高まっています。 ・物価高騰等の影響により、建設コストが上昇しています。 ・令和7、8年度に埼玉県 <sup>※2</sup> の流域下水道維持管理負担金 <sup>※2</sup> が改定されました。

※1 下水道使用料を改定しない場合の損益見通し



※2 流域下水道維持管理負担金とは

市では現在、埼玉県が運営する荒川右岸流域下水道に参加し、負担金を支払い汚水処理を行っています。同負担金の推移は以下のとおりです。



## Q. 改定後の金額はいつから適用されますか？



A. 11月検針・請求分は下水排除量の半分に、12月検針・請求分以降は全部に適用されます。

下水道使用料は基本的に、水道の検針値を下水排除量とみなし、請求しています。

検針は通常、2か月おきに行っていますが、偶数月に検針を行う地区と奇数月に検針を行う地区に分かれています。各地区における適用時期はそれぞれ以下のとおりとなります。

	令和8年8月	9月	10月	11月	12月	令和9年1月
偶数月 検針地区	検針	10月検針分	検針	12月検針分	検針	
奇数月 検針地区		検針	11月検針分	検針	R9.1月検針分	検針

令和8年9月以前から 継続使用の場合	偶数月 検針地区	・令和8年10月検針分までは現行使用料適用 ・令和8年12月検針分以降は改定後使用料適用
	奇数月 検針地区	・令和8年9月検針分までは現行使用料適用 ・令和8年11月検針分は下水排除量の1/2に現行使用料+1/2に改定後使用料適用 ・令和9年1月検針分以降は改定後使用料適用
令和8年10月以降から 使用開始の場合	地区を問わず	・初回検針時から改定後使用料適用



## Q. 検針月や下水排除量はどのように確認するのですか？

### A. 検針票をご確認ください。

2か月ごとの検針の際に検針票「上下水道使用量・料金等のお知らせ」を配布しています。

上下水道使用量・料金等のお知らせ		お客様番号	99999999-99
埼玉県川越市三久保町20-10		使用月分	令和8年12月分
川越市上下水道局		令和8年10月2日から 令和8年12月1日まで	一般用
水道 太郎様		口径	20mm
99999999-99		メーター番号	12345678
指針及び水量	今回請求予定金額		
今回指針	120m <sup>3</sup>	水道料金 (うち消費税等相当額(10%))	4,576円 416円
②下水排除量	100m <sup>3</sup>	下水道使用料 (うち消費税等相当額(10%))	4,525円 411円
水道使用量	40m <sup>3</sup>	③下水道使用料	0円
下水排除量	40m <sup>3</sup>		

### <改定後下水道使用料計算方法>

例) 2か月で下水排除量 40m<sup>3</sup> の場合・・・  
 ⇒ 1か月あたりの排除量：40 ÷ 2 = 20m<sup>3</sup>

【基本料金】一律 657円・・・①

【従量料金】 1～10立方メートルまで：50円 × 10立方メートル = 500円・・・②

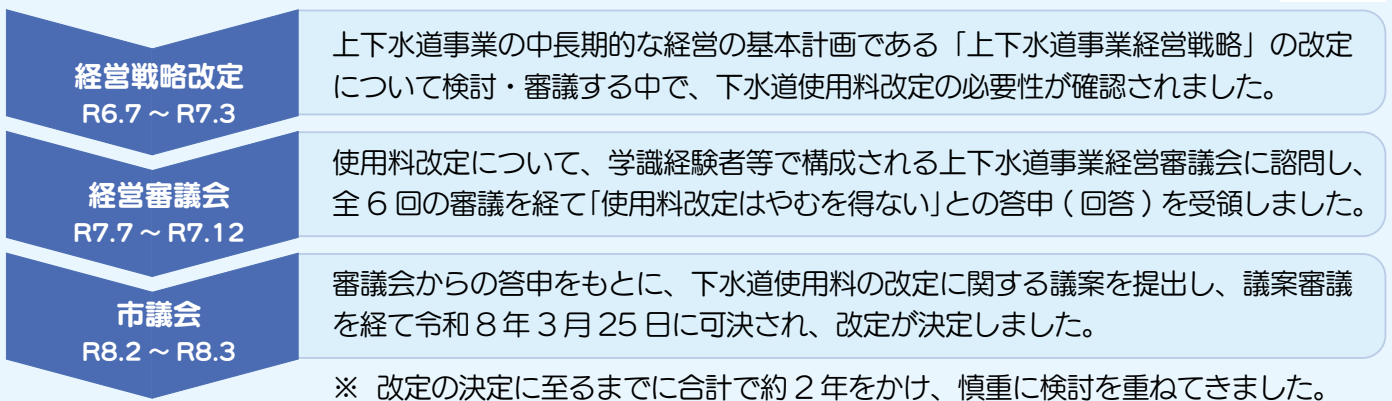
11～20立方メートルまで：90円 × 10立方メートル = 900円・・・③

【合計金額 (2か月・税込み)】 (①+②+③) × 2か月分 × 1.10 (消費税) = **4,525円**

## Q. 改定内容はどのような手順を踏んで決定したのですか？

### A. 以下の手順を踏んで検討・審議を重ね、改定の決定に至りました。

審議の経過は  
こちらから →



## Q. 改定内容について主にどのような検討がなされたのですか？

### A. 今回の改定にあたっては、主に以下の3点について重点的に検討を行いました。

<p>1. 平均改定率</p>	<p>今回の下水道使用料改定後の初年度である令和9年度から11年度までの3年間において収支均衡を図るべく、全体の平均改定率を設定しました。</p> <p>年間の収入見込額：約31.5億円      不足額：約12億円</p> <p>年間の必要収入額：約43.5億円</p> <p>12億円 ÷ 31.5億円 = 約38%の改定</p>
<p>2. 基本料金</p>	<p>排除量に関わらず固定的に発生する費用である「固定費」が経費の多くを占めているという実態を考慮し、総収入に占める基本料金収入の割合を引き上げました。</p> <p>【経費】 固定費等：92.3%      変動費：7.7%</p> <p>【収入】 基本料金：11.7%      従量料金：88.3%      現行</p> <p>基本料金：28.8%      従量料金：71.2%      改定後</p> <p>基本料金割合を増やすことで経営の安定化を図り、将来にわたって安全な下水道サービスを提供します</p>
<p>3. 従量料金</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本料金割合引き上げの影響が大きくなる少量使用者の方々への配慮として、<b>従量料金の「10m<sup>3</sup>までの分」の単価の改定は低く抑えました。</b></li> <li><b>その他の区分の単価はおおよそ同率</b>にて改定額を設定しました。</li> </ul>

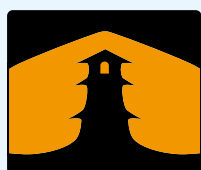
# Q. 排除量ごとの改定前後の下水道使用料はどうなりますか？



A. 検針票の「下水排除量」欄をもとに、下表にてご確認ください。

(2か月あたり・税込み)

排除量 (m <sup>3</sup> )	現行 (円)	改定後 (円)	差額 (円)	排除量 (m <sup>3</sup> )	現行 (円)	改定後 (円)	差額 (円)	排除量 (m <sup>3</sup> )	現行 (円)	改定後 (円)	差額 (円)
0	440	1,445	+1,005	25	1,870	3,040	+1,170	50	4,345	5,834	+1,489
1	489	1,500	+1,011	26	1,958	3,139	+1,181	51	4,460	5,965	+1,505
2	539	1,555	+1,016	27	2,046	3,238	+1,192	52	4,576	6,096	+1,520
3	588	1,610	+1,022	28	2,134	3,337	+1,203	53	4,691	6,227	+1,536
4	638	1,665	+1,027	29	2,222	3,436	+1,214	54	4,807	6,358	+1,551
5	687	1,720	+1,033	30	2,310	3,535	+1,225	55	4,922	6,488	+1,566
6	737	1,775	+1,038	31	2,398	3,634	+1,236	56	5,038	6,619	+1,581
7	786	1,830	+1,044	32	2,486	3,733	+1,247	57	5,153	6,750	+1,597
8	836	1,885	+1,049	33	2,574	3,832	+1,258	58	5,269	6,881	+1,612
9	885	1,940	+1,055	34	2,662	3,931	+1,269	59	5,384	7,012	+1,628
10	935	1,995	+1,060	35	2,750	4,030	+1,280	60	5,500	7,143	+1,643
11	984	2,050	+1,066	36	2,838	4,129	+1,291	70	6,930	8,760	+1,830
12	1,034	2,105	+1,071	37	2,926	4,228	+1,302	80	8,360	10,377	+2,017
13	1,083	2,160	+1,077	38	3,014	4,327	+1,313	90	9,790	11,994	+2,204
14	1,133	2,215	+1,082	39	3,102	4,426	+1,324	100	11,220	13,611	+2,391
15	1,182	2,270	+1,088	40	3,190	4,525	+1,335	200	27,720	32,311	+4,591
16	1,232	2,325	+1,093	41	3,305	4,656	+1,351	300	44,220	51,011	+6,791
17	1,281	2,380	+1,099	42	3,421	4,787	+1,366	400	60,720	69,711	+8,991
18	1,331	2,435	+1,104	43	3,536	4,918	+1,382	500	79,970	91,491	+11,521
19	1,380	2,490	+1,110	44	3,652	5,049	+1,397	600	99,220	113,271	+14,051
20	1,430	2,545	+1,115	45	3,767	5,179	+1,412	700	118,470	135,051	+16,581
21	1,518	2,644	+1,126	46	3,883	5,310	+1,427	800	137,720	156,831	+19,111
22	1,606	2,743	+1,137	47	3,998	5,441	+1,443	900	156,970	178,611	+21,641
23	1,694	2,842	+1,148	48	4,114	5,572	+1,458	1,000	176,220	200,391	+24,171
24	1,782	2,941	+1,159	49	4,229	5,703	+1,474	2,000	385,220	436,891	+51,671



時が人を結ぶまち川越  
川越市  
シンボルマーク

川越市上下水道局 総務企画課 企画担当

電話：049-223-3063 (直通)

住所：川越市三久保町20番地10 川越市上下水道局 2階

電話受付時間：午前8時30分～午後5時15分

窓口受付時間(6/1以降)：午前8時45分～午後4時30分

※(土)・(日)・(祝)及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く

問合せ先

※ホームページにも情報を掲載していますのでご覧ください↓



4 この印刷物は、グリーン購入法に適合する紙を使用しています。

また、印刷用の紙へリサイクルすることができます。



Fontworks  
UDFont